

# 桶川市建設工事低入札価格調査制度取扱要綱

(平成28年2月1日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、桶川市が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）の執行に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合における落札者の決定に関し、必要な手続を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 この要綱の適用を受ける契約（以下「対象契約」という。）は、競争入札によって契約を締結しようとする次の各号に掲げる契約とする。

- (1) 総合評価落札方式（桶川市建設工事総合評価落札方式実施要綱（平成20年桶川市告示第165号）第1条に規定する総合評価落札方式をいう。以下同じ。）による建設工事の請負契約
- (2) 設計金額が500万円を超える建設工事で、市長が特に必要があると認めた建設工事の請負契約

(調査基準価格の設定)

第3条 市長は、対象契約に係る競争入札を執行しようとする場合においては、当該対象契約の相手方となるべき者により当該対象契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

2 調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となった次の各号に掲げる額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額が次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合における調査基準価格は、当該各号に定める方法により算出した額とする。

(1) 予定価格（消費税を除く。以下この条において同じ。）に10分の9.2を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額を超える場合

予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額

(2) 予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額に満たない場合 予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）に100分の110を乗じて得た額

4 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）に100分の110を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額までの範囲内で調査基準価格を定めることができる。

（失格基準価格の設定）

第4条 市長は、前条の規定により調査基準価格を定めた対象契約について、当該対象契約の内容に適合した履行がされないと認められる場合の基準となる価格（以下「失格基準価格」という。）を定めるものとする。ただし、特殊性の高い建設工事等、市長が失格基準価格を定めることが

適当でないとは判断するものについては、この限りでない。

2 失格基準価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格（消費税を除く。以下この条において同じ。）に10分の7.5を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）に100分の110を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定により調査基準価格を定めた場合の失格基準価格は、当該調査基準価格から100分の110を除いて得た額に、前項の規定により算出した失格基準価格に前条第2項の規定により算出した調査基準価格を除いて得た割合（その割合に小数点以下の端数を生じたときは、小数点以下第3位を四捨五入した割合）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じた額とする。ただし、その額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）に100分の110を乗じて得た額とする。

4 前2項の規定にかかわらず、前条第4項の規定により調査基準価格を定めた場合の失格基準価格は、当該調査基準価格を下回り、かつ、予定

価格に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）に100分の110を乗じて得た額を下回らない範囲で、市長が定める額とする。

（入札参加者への周知）

第5条 対象契約に係る競争入札の執行に当たっては、入札公告又は入札説明書に次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 失格基準価格の設定があること、又はないこと。
- (3) 失格基準価格を下回る価格をもって入札を行った者は、失格となること。
- (4) 調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格を設けている場合は、失格基準価格以上の価格をもって入札をした者（以下「低価格入札者」という。）については、当該価格によっても当該対象契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判断するために実施する調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施した上で、落札者とするか否か決定すること。
- (5) 低価格入札者が低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、契約の締結の意思がないものとみなし、失格となること。
- (6) 落札者の決定方法に関すること。

（失格基準価格による判定）

第6条 第4条の規定により定めた失格基準価格を下回る価格をもって入札をした者は、失格とする。

（落札者決定の保留）

第7条 入札執行者は、競争入札の結果、低価格入札者があるときは、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を行う。

（低入札価格調査の実施）

第8条 入札執行者は、低入札価格調査を行う場合は、直ちに低価格入札者に対し調査を行う旨を通知しなければならない。

2 低入札価格調査は、低価格入札者のうち最低の価格をもって入札した者（総合評価落札方式においては、低価格入札者のうち、総合評価落札方式に係る入札説明書による評価値が最も高い者。以下この項及び第10条において「最低価格入札者」という。）から行うものとする。ただし、当該最低価格入札者について当該対象契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは、他の低価格入札者の低入札価格調査を省略することができる。

3 前項の規定にかかわらず、総合評価落札方式においては、低価格入札者のうち総合評価落札方式に係る入札説明書による失格判断に該当した者は、低入札価格調査の対象としない。

4 入札執行者は、低価格入札者に対し、第1項の規定による通知をした日から3日（桶川市の休日を定める条例（平成2年桶川市条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日である日（第11条において「市の休日」という。）を除く。以下同じ。）以内に、次に掲げる書類の提出を求めものとする。

- (1) 低入札価格調査に係る書類の提出について（様式第1号）
- (2) 当該価格で入札した理由（様式第2号）
- (3) 直接工事費に係る内訳書（様式第3号）
- (4) 共通仮設費に係る内訳書（様式第4号）
- (5) 下請予定業者等一覧表（様式第5号）
- (6) 配置予定技術者名簿（様式第6号）
- (7) 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（様式第7号）
- (8) 手持ち工事の状況（対象工事関連）（様式第8号）
- (9) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式第9号）
- (10) 手持ち資材の状況（様式第10号）

- (11) 資材購入予定先一覧（様式第 1 1 号）
- (12) 手持ち機械の状況（様式第 1 2 号）
- (13) 機械リース元一覧（様式第 1 3 号）
- (14) 労務者の確保計画（様式第 1 4 号）
- (15) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式第 1 5 号）
- (16) 建設副産物の搬出地（様式第 1 6 号）
- (17) 誓約書（様式第 1 7 号）

5 入札執行者は、前項の規定により書類の提出を受けたときは、直ちに対象契約に係る事業を主管する課等の長（次項において「事業主管課長」という。）に対し、当該対象契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査の実施を依頼するものとする。

6 事業主管課長は、前項の規定による依頼があった場合は、遅滞なく当該調査を行い、その結果を入札執行者に報告するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、関係者に事情聴取等を行うものとする。

7 第 4 項の規定により書類の提出を求めた場合において、期限内に提出がなかったときは、その低価格入札者がした入札は失格とする。

（調査結果による措置）

第 9 条 入札執行者は、前条第 6 項本文の規定による報告を受けたときは、当該調査結果について、第 1 2 条に規定する低入札価格調査委員会の審査を受けるものとする。

（落札者の決定）

第 1 0 条 入札執行者は、前条の規定による審査の結果を踏まえ、当該対象契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは、当該最低価格入札者を落札者と決定し、そのおそれがあると認めるときは、当該最低価格入札者がした入札は失格とし、落札者とししないものとする。

2 前項の規定により最低価格入札者を落札者とし不在の場合において、予定価格（消費税を除く。）の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格（この項及び次項において「次順位価格」という。）が、調査基準価格の100分の110を除して得た額（次項において「調査基準比較価格」という。）以上の価格であるときは、入札執行者は、当該次順位価格の入札者を落札者と決定するものとする。

3 第1項の規定により最低価格入札者を落札者とし不在の場合において、次順位価格が調査基準比較価格を下回る価格であったときは、当該次順位価格につき、第9条から前項までの規定を準用し、手続を行うものとする。

（低入札価格調査の期間）

第11条 低入札価格調査の実施に当たっては、原則として第8条第5項に規定する依頼をした日から起算して14日（市の休日を除く。）以内に低入札価格調査対象者を落札者とするか否かを決定し、当該低入札価格調査対象者に通知するものとする。

（低入札価格調査委員会の設置）

第12条 低入札価格調査を行った対象契約について、当該対象契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて審査するため、低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

（調査委員会の組織）

第13条 調査委員会は、桶川市工事等請負業者審査委員会規程（昭和47年桶川市規程第9号）第1条に規定する桶川市工事等請負業者審査委員会の委員をもって組織する。

2 調査委員会に委員長を置き、副市長（副市長を置いていないときは、財務部長）をもってこれに充てる。

（委員長の職務）

第14条 委員長は、会務を掌理し、調査委員会を代表する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(調査委員会の開催)

第15条 調査委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 調査委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 調査委員会は、必要があると認めたときは関係職員の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(調査委員会の庶務)

第16条 調査委員会の庶務は、契約主管課において処理する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 改正後の桶川市建設工事低入札価格調査制度取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告し、又は指名通知を行った対象契約について適用し、同日前までに公告し、又は指名通知を行った対象契約については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月9日市長決裁)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月20日市長決裁)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日市長決裁)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和４年３月２９日市長決裁）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和８年２月２４日市長決裁）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

低入札価格調査に係る書類の提出について

当社が下記の工事の入札において申込みを行った金額は、調査基準価格を下回りましたが、失格基準に該当しなかったため、書類及び意見聴取による低入札価格調査の書類を以下のとおり提出します。

記

1 工 事 名 \_\_\_\_\_

2 工事場所 \_\_\_\_\_

3 提出書類

添付書類  
(○印)

(1) 当該価格で入札した理由	(様式第 2 号)	<input type="checkbox"/>
(2) 直接工事費に係る内訳書	(様式第 3 号)	<input type="checkbox"/>
(3) 共通仮設費に係る内訳書	(様式第 4 号)	<input type="checkbox"/>
(4) 下請予定業者等一覧表	(様式第 5 号)	<input type="checkbox"/>
(5) 配置予定技術者名簿	(様式第 6 号)	<input type="checkbox"/>
(6) 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）	(様式第 7 号)	<input type="checkbox"/>
(7) 手持ち工事の状況（対象工事関連）	(様式第 8 号)	<input type="checkbox"/>
(8) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係	(様式第 9 号)	<input type="checkbox"/>
(9) 手持ち資材の状況	(様式第 10 号)	<input type="checkbox"/>
(10) 資材購入予定先一覧	(様式第 11 号)	<input type="checkbox"/>
(11) 手持ち機械の状況	(様式第 12 号)	<input type="checkbox"/>
(12) 機械リース元一覧	(様式第 13 号)	<input type="checkbox"/>
(13) 労務者の確保計画	(様式第 14 号)	<input type="checkbox"/>
(14) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者	(様式第 15 号)	<input type="checkbox"/>
(15) 建設副産物の搬出地	(様式第 16 号)	<input type="checkbox"/>
(16) 誓約書	(様式第 17 号)	<input type="checkbox"/>

(あて先) 桶川市長

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印







様式第5号（第8条関係）

下請予定業者等一覧表

工事名 \_\_\_\_\_

工事場所 \_\_\_\_\_

工期	自 至	年 年	月 月	請負金額 (税込)	円
----	--------	--------	--------	--------------	---

	担当工事内容	会社名	工期	経費内訳				
				資材	機械	労務	その他	計
下請 工事			年 月～ 年 月					
			年 月～ 年 月					
			年 月～ 年 月					
			年 月～ 年 月					
			年 月～ 年 月					

	納入内容	会社名	納期	見積額
資材			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	

	リース内容	会社名	リース期間	見積額
機械 リース			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	

	労務内容	会社名	期間	見積額
労務			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	

	内容	会社名	期間	見積額
交通 誘導 員			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	

下請工事業者、資材納入業者、機械リース業者、交通誘導員派遣業者等について記入すること。



様式第7号（第8条関係）

手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

工 事 名 \_\_\_\_\_

工事場所 \_\_\_\_\_

工事名（工事場所）	発注者名	工期	金額	元請、下請の別
				元請・下請
【経費削減可能額及びその根拠】				

工事名（工事場所）	発注者名	工期	金額	元請、下請の別
				元請・下請
【経費削減可能額及びその根拠】				

工事名（工事場所）	発注者名	工期	金額	元請、下請の別
				元請・下請
【経費削減可能額及びその根拠】				

- 1 当該工事現場付近（半径10km程度）の手持ち工事（公共工事、民間工事は問わない。）のうち、当該工事の工事費の縮減に寄与するものを記載すること。また、当該手持ち工事が当該工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて記載すること。
- 2 契約書の写しを添付すること。

様式第 8 号（第 8 条関係）

手持ち工事の状況（対象工事関連）

工 事 名 \_\_\_\_\_

工事場所 \_\_\_\_\_

工事名（工事場所）	発注者名	工期	金額	元請、下請の別
				元請・下請
【経費削減可能額及びその根拠】				

工事名（工事場所）	発注者名	工期	金額	元請、下請の別
				元請・下請
【経費削減可能額及びその根拠】				

工事名（工事場所）	発注者名	工期	金額	元請、下請の別
				元請・下請
【経費削減可能額及びその根拠】				

- 1 当該工事と同種又は同類の手持ち工事（公共工事、民間工事は問わない。）のうち、当該工事の工事費の縮減に寄与するものを記載すること。また、当該手持ち工事が当該工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて記載すること。
- 2 契約書の写しを添付すること。

様式第9号（第8条関係）

契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係

工 事 名 \_\_\_\_\_

工事場所 \_\_\_\_\_

案内図

理由

- 1 調査対象者の事務所、倉庫等のうち、当該工事の工事費の縮減に寄与するものについて記載すること。
- 2 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより、当該工事に関する現場事務所、倉庫、資材保管場所等に係る営繕費や資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費等、どの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて記載すること。















様式第 17号（第8条関係）

誓約書

工 事 名 \_\_\_\_\_

工事場所 \_\_\_\_\_

標記の工事に対する当社の入札価格は、社内における詳細な検討の結果、施工が可能であると判断し申込みをしたものであります。

低入札価格調査の結果、当社が落札者となり当該工事を施工する場合には、公共工事の施工者であることの責任のもとに次の事項を遵守し施工することを誓約します。

- 1 下請業者とは、請負金額、工期、代金支払等の面で、適正な契約を締結すること。
- 2 前払金の支払を受けたときは、下請業者に対して相応する額を速やかに現金で前金払するよう十分配慮すること。
- 3 労務者への適正な賃金支払を確保すること。
- 4 現場代理人を現場へ常駐させること。
- 5 専任を要する現場においては、主任技術者（監理技術者の配置を要する現場においては、監理技術者）を専任させること。
- 6 施工における十分な安全管理を行うこと。
- 7 施工に関する各法規を遵守すること。
- 8 低入札価格調査において説明したとおりの内容で施工すること。
- 9 その他当該契約の内容に適合した履行（設計内容のみならず、品質管理、書類作成等を含む。）を確保すること。

また、工事施工上、上記誓約に相違があった場合には、契約解除、指名停止等いかなる措置又は処分も甘受し、一切の異議を申し立てないことを併せて誓約します。

（あて先）桶川市長

年 月 日

所 在 地

商号又は名称

氏 名

印